

運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和4年1月15日～3月25日)

令和4年3月25日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付-1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所6基が定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査（平成23年8月29日～）
- ・美浜発電所3号機：第26回定期検査（令和3年10月23日～）
- ・大飯発電所4号機：第18回定期検査（令和4年3月11日～）
- ・高浜発電所1号機：第27回定期検査（平成23年1月10日～）
- ・高浜発電所2号機：第27回定期検査（平成23年11月25日～）
- ・高浜発電所3号機：第25回定期検査（令和4年3月1日～）

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機
圧縮減容装置の設置作業を実施中
- ・美浜発電所1、2号機
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
第2回定期事業者検査を実施中（令和3年9月14日～）
- ・新型転換炉原型炉ふげん
第2回定期事業者検査を実施（令和3年10月4日～令和4年3月24日）
原子炉建屋内の1次冷却設備等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、平成24年9月の新規規制基準施行以降、原子力規制委員会に対し、県内の原子力発電所8基^{*1}の基準適合性に係る申請^{*2}を行い、これまで敦賀発電所2号機を除く7基の審査が終了している。

*1：敦賀発電所2号機、美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機、高浜発電所1～4号機

*2：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

(2) 特定重大事故等対処施設に係る保安規定変更認可について [添付－2]

原子力規制委員会は、令和4年3月24日、関西電力が令和3年9月17日に申請した大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設の保安規定変更を認可した。

(3) 美浜発電所1、2号機の廃止措置計画変更認可について [添付－3]

関西電力は、令和3年7月29日、原子力規制委員会に対し、美浜発電所1、2号機の廃止措置計画に関し、2022年度から2045年度の廃止措置完了までの具体的な解体作業等の内容を反映する廃止措置計画変更認可申請を行った。

その後、原子力規制委員会は、令和4年3月23日、廃止措置計画変更を認可した。

(4) 「ふげん」の廃止措置計画変更認可について [資料 No. 3-1 p. 35]

原子力規制委員会は、令和4年2月21日、原子力機構が令和3年9月3日に申請（12月17日一部補正^{*}）したセメント混練固化装置の導入について、新型転換炉原型炉「ふげん」の廃止措置計画変更を認可した。

*：原子力規制委員会審査会合でのコメントを踏まえ、申請をセメント混練固化装置の導入と原子炉補機冷却系代替冷却装置等の導入に分け、原子炉補機冷却系代替冷却装置等の導入については別途申請することとした。

(5) 国のエネルギー政策について

原子力小委員会について

知事は、令和4年2月24日、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会に委員として出席し、原子力について、3年後のエネルギー基本計画見直しまで議論を待つのではなく、将来の規模やそこに至る道筋をはじめ、積み残された原子力の様々な課題を確認し、しっかり議論して方向性を出していくべき等の意見を述べた。

(6) 国への要請について [添付－4]

3月4日、ロシア軍がウクライナにあるザポリージャ原子力発電所に対し武力攻撃を行った。これを受け知事は、3月8日、岸防衛大臣、山口内閣府特命担当大臣（原子力防災）、木原内閣官房副長官と面談し、発電所の武力攻撃に対し、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すことや嶺南地域への自衛隊の配備を実現すること等を要請した。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象が1件あった。周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（1件）

件番	発電所名	件名	国への報告区分
①	新型転換炉 原型炉ふげん 発生 (R 4. 1.20) 終結 (R 4. 1.20) [資料 No. 3-1 p. 24]	原子炉補助建屋内での作業員の負傷について <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月20日10時31分頃、原子炉補助建屋廃棄物処理室(管理区域)において、2階にいた作業員が作業用電源装置と同装置用の架台を両手に持って階段を降りていたところ、足を踏み外し、滑り落ちて右足首を負傷した。なお、当該作業員に放射性物質による汚染、被ばくはなかった。 ・ 病院で診察を受けた結果、約1か月の入院加療が必要と診断された。 ・ 当該作業員は両手に資機材を持っていたことが原因で、階段から足を踏み外した際に手摺を持つなどして体勢を保持できず、滑り落ちたものと推定された。 ・ この事象を踏まえ、作業員に対して階段昇降時には手摺を使用するなどの注意喚起を行った。また、協力会社とともに現場のパトロールを実施し、階段昇降時の注意標示の追加等を行った。 	—

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況 (p. 添付 1-1)
2. 大飯発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の保安規定変更認可 (p. 添付 2-1)
3. 美浜発電所1、2号機の廃止措置計画変更認可 (p. 添付 3-1)
4. 原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請書 (p. 添付 4-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和4年3月25日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基計 773.8万kW）

発電所名	項目	現状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和3年度	運開後累計	令和3年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29～未定)	0.0	54.0	0.0	1,922.9
			0.0	54.0		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	定期検査中 (R3.10.23～R4.11月中旬予定)	35.4	55.1	23.4	1,803.6
			35.0	55.5		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	運転中 (起動：R3.7.3、並列：R3.7.5) (営業運転再開：R3.7.30)	72.3	65.4	68.3	2,042.7
			71.3	65.1		
	4号機	定期検査中 (R4.3.11～R4.8月上旬予定)	102.8	70.5	97.1	2,119.7
			100.0	69.9		
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (H23.1.10～R5.6月上旬予定*)	0.0	53.7	0.0	1,838.6
			0.0	54.1		
	2号機	定期検査中 (H23.11.25～R5.7月中旬予定*)	0.0	54.3	0.0	1,819.2
			0.0	54.7		
3号機	定期検査中 (R4.3.1～R4.6月中旬予定)	105.4	70.6	73.4	1,997.5	
		100.0	69.6			
4号機	運転中 (起動：R3.4.12、並列：R3.4.15) (営業運転再開：R3.5.13)	100.7	70.6	70.2	1,977.6	
合計			53.6	61.2	332.6	15,522.3
			50.2	60.7		

*：並列予定日

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和4年2月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$\text{(上段) 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$\text{(下段) 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

2. 各発電所の特記事項（令和4年1月15日～3月25日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
大飯3号機	運転中（R3. 7. 30 ～） ・原子炉起動（R3. 7. 3 21:00）、並列（R3. 7. 5 16:59）、営業運転開始（R3. 7. 30 15:00） ・次回定期検査の予定（R4. 8 下旬） 特定重大事故等対処施設設置工事（R4. 12 完了予定）〔設置期限 R4. 8. 24〕
高浜4号機	運転中（R3. 5. 13 ～） ・原子炉起動（R3. 4. 12 19:00）、並列（R3. 4. 15 17:00）、営業運転開始（R3. 5. 13 16:50） ・次回定期検査の予定（R4. 6 月上旬）

（2）停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 安全性向上対策工事（完了時期未定）
美浜3号機	第26回定期検査中（R3. 10. 23 ～ R4. 11 中旬予定） ・発電停止（R3. 10. 23 11:00）、原子炉停止（R3. 10. 23 12:56） 特定重大事故等対処施設設置工事（R4. 9 完了予定）〔設置期限 R3. 10. 25〕
大飯4号機	第18回定期検査中（R4. 3. 11 ～ R4. 8 月上旬予定） ・発電停止（R4. 3. 11 9:55）、原子炉停止（R4. 3. 11 12:18） 特定重大事故等対処施設設置工事（R4. 8 完了予定）〔設置期限 R4. 8. 24〕
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1. 10 ～ R5. 6 月上旬予定*）*：並列予定日 ・発電停止（H23. 1. 10 10:03）、原子炉停止（H23. 1. 10 12:20） 特定重大事故等対処施設設置工事（R5. 5 完了予定）〔設置期限 R3. 6. 9〕
高浜2号機	第27回定期検査中（H23. 11. 25 ～ R5. 7 中旬予定*）*：並列予定日 ・発電停止（H23. 11. 25 23:02）、原子炉停止（H23. 11. 26 2:26） 安全性向上対策工事（R4. 1. 31 完了） 特定重大事故等対処施設設置工事（R5. 6 完了予定）〔設置期限 R3. 6. 9〕
高浜3号機	第25回定期検査中（R4. 3. 1 ～ R4. 6 中旬予定） ・発電停止（R4. 3. 1 11:00）、原子炉停止（R4. 3. 1 13:17）

（3）廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中（H20. 2. 12 ～） ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R元. 7. 1 ～） ・原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業（R3. 12. 13 ～ R4. 2. 25） 第2回定期事業者検査（R3. 10. 4 ～ R4. 3. 24）
もんじゅ	廃止措置中（H30. 3. 28 ～） 第2回定期事業者検査中（R3. 9. 14 ～ R4. 8 下旬予定）
敦賀1号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～） ・圧縮減容装置の設置作業中（R4. 1. 11 ～）
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～） ・2次系設備の解体撤去作業中（1号 H30. 4. 2 ～、2号 H30. 3. 12 ～）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（R元. 12. 11 ～） ・2次系設備の解体撤去作業中（R2. 4. 1 ～）

3. 原子力規制委員会への申請状況（令和4年3月25日時点）

（1）新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	2号機*1	原子炉設置変更許可		H27.11.5	—	—
		工事計画認可		—	—	—
		保安規定変更認可		H27.11.5	—	—
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H27.3.17	H28.5.31, H28.6.23	H28.10.5
		工事計画認可		H27.11.26	H28.2.29, H28.5.31 H28.8.26, H28.10.7	H28.10.26
		保安規定変更認可		H27.3.17	R元.7.31	R2.2.27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25.7.8	H28.5.18, H28.11.18 H29.2.3, H29.4.24	H29.5.24
		工事計画認可		H25.7.8 H25.8.5*2	H28.12.1, H29.4.26 H29.6.26, H29.7.18 H29.8.15	H29.8.25
		保安規定変更認可		H25.7.8	H28.12.1, H29.8.25	H29.9.1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H27.3.17	H28.1.22, H28.2.10 H28.4.12	H28.4.20
		工事計画認可		H27.7.3	H27.11.16, H28.1.22 H28.2.29, H28.4.27 H28.5.27	H28.6.10
		保安規定変更認可		R元.7.31	—	R3.2.15
	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25.7.8	H26.10.31, H26.12.1 H27.1.28	H27.2.12
		工事計画認可	3号機	H25.7.8 H25.8.5*3	H27.2.2, H27.4.15 H27.7.16, H27.7.28	H27.8.4
			4号機	H25.7.8 H25.8.5*3	H27.2.2, H27.4.15 H27.9.29	H27.10.9
		保安規定変更認可		H25.7.8	H27.6.19, H27.9.29	H27.10.9
	1～4号機	原子炉設置変更許可*4		R元.9.26	R2.8.20	R2.12.2
		工事計画認可*4		R2.10.16	—	R3.2.8

*1：令和2年2月 原子力規制庁が敷地内破砕帯に係る審査資料のボーリングコア柱状図データの書き換えについて指摘
 令和2年10月 原子力規制庁は、書き換えの原因分析については原子力規制検査で確認することとし、審査を継続する方針を決定
 令和3年8月 原子力規制委員会は、原子力規制検査の経過報告を受けて、審査資料の品質を確保する業務プロセスの構築が確認されるまで審査会合を実施しないことを決定

*2：H28.12.1の補正書にH25.8.5の申請内容を含めたため、H25.8.5の申請を取り下げた

*3：H27.2.2の補正書にH25.8.5の申請内容を含めたため、H25.8.5の申請を取り下げた

*4：津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置*1

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H30.4.20	R2.4.1, R2.5.22	R2.7.8	R3.10.25
		工事計画認可		R2.7.10	R3.3.24, R3.3.31	R3.4.6	
		保安規定変更許可		R3.9.17	—	—	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H31.3.8	R元.12.26, R2.2.5	R2.2.26	R4.8.24
		工事計画認可*2		R2.3.6	R2.4.14, R2.12.14	R2.12.22	
				R2.8.26	R3.4.30, R3.8.13	R3.8.24	
保安規定変更許可		R3.9.17	—	R4.3.24			
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H28.12.22	H29.4.26, H29.12.15	H30.3.7	R3.6.9
		工事計画認可*2		H30.3.8	H30.10.5, H31.2.19, H31.3.20 H31.4.9, H31.4.19	H31.4.25	
				H30.11.16	R元.5.31, R元.8.2, R元.8.21	R元.9.13	
				H31.3.15	R元.8.2, R元.9.27	R元.10.24	
		R元.5.31	R元.12.25, R2.2.13	R2.2.20			
3、4号機	原子炉設置変更許可		H26.12.25	H28.6.3, H28.7.12	H28.9.21	3号運用開始 R2.12.11	
	工事計画認可		H29.4.26	H30.12.21, H31.4.26, R元.7.17 R元.7.30	R元.8.7	4号運用開始 R3.3.25	
	保安規定変更認可		R2.4.17	R2.9.8, R2.9.17, R2.9.28	R2.10.7		

*1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている

*2：複数回に分割して申請

□：前回の協議会（令和4年1月15日）以降に申請書や補正書が提出または認可されたもの

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）*	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）*	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20

*：原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

4. 燃料輸送実績（令和 4 年 1 月 15 日～3 月 25 日）

<新燃料輸送（搬出）>

発電所名	概要
美浜 2 号機	発電所に保管していた新燃料集合体 40 体を英国 Springfields Fuel 社に輸送 (R3. 11. 22 発電所出発、R4. 1. 18 到着)

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和 4 年 1 月 15 日～3 月 25 日）

発電所名	概要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、均質固化体 240 本、充填固化体 520 本（輸送容器 95 個）を搬出 (R4. 3. 16 発電所出港)
大飯発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、均質固化体 272 本、充填固化体 120 本（輸送容器 49 個）を搬出 (R4. 3. 18 発電所出港)
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 560 本（輸送容器 70 個）を搬出 (R4. 3. 20 発電所出港)

大飯発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の 保安規定変更認可について

2022年3月24日
関西電力株式会社

当社は、2021年9月17日に、大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設※について保安規定変更認可申請を行い、本日、原子力規制委員会から認可をいただきました。

当社は今後も、特定重大事故等対処施設の早期の完成を目指して、あらゆる努力を継続していきます。

以上

※原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設です。「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可後5年という経過措置期間（法定猶予期間）内に設置が求められています。

別紙：大飯発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の保安規定変更認可の概要

大飯発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の保安規定変更認可の概要

【保安規定変更認可申請とは】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために、2021年9月17日に申請したものである。

【主な申請内容について】

- ・大飯発電所3、4号機の原子炉設置変更許可[特定重大事故等対処施設設置に係る申請]（2020.2.26許可）の内容を反映。
- ・主な変更内容は下表のとおり。

保安規定の構成	主な変更内容
総則	—
品質保証	—
保安管理体制	—
運転管理	<p>○特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）を用いた原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「A P C等」という。）による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。</p> <p>○特重施設の運転上の制限の追記。</p> <p>○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。</p> <p>○A P C等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。</p>
燃料管理	—
放射性廃棄物管理	—
放射線管理	—
施設管理	—
非常時の措置	—
保安教育	○A P C等発生時の必要な措置に関する教育実施項目の追記。
記録および報告	—
附則・添付	<p>○特重施設を用いたA P C等による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。</p> <p>○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。</p> <p>○A P C等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。</p>

令和4年3月23日
原子力安全対策課

美浜発電所1，2号機の廃止措置計画変更認可について

本日、県は、関西電力株式会社から、美浜発電所1，2号機の廃止措置計画変更認可について、添付資料のとおり連絡を受けた。

<添付資料> 美浜発電所1，2号機廃止措置計画変更認可の概要 (関西電力株式会社)

美浜発電所1、2号機 廃止措置計画変更認可の概要

概要

美浜発電所1、2号機は、これまでに実施した残存放射能調査※結果や2次系設備の解体の状況等を踏まえ、今後実施する工事等について、具体的な作業の内容等を計画に反映するため、廃止措置計画の変更認可申請を2021年7月29日に行い、2022年3月23日に認可を受けた。

※原子炉周辺設備解体撤去期間以降に実施する管理区域内設備等の解体撤去工法や放射性廃棄物の処理方法の検討を行うため、管理区域内設備等に残存する放射能を評価し、汚染状況を把握すること。

(1) 今後実施する工事等

	項目	実施時期	実施内容
解体工事	2次系設備の解体撤去	実施中～2041年度	放射性物質による汚染のないタービン建屋内等の機器（発電機、湿分離加熱器等）を解体撤去する。
	原子炉周辺設備の解体撤去	2022～2041年度	管理区域内において、維持管理が不要となった設備（新燃料貯蔵庫、体積制御タンク等）を、解体撤去する。
	原子炉領域の解体撤去	2036～2041年度	水中切断、遮へい、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を行った上で、原子炉容器、支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁を解体撤去する。
	建屋等の解体	2042～2045年度	建屋内に汚染がないことを確認した上で管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体する。
燃料搬出	新燃料の搬出	実施中～2035年度	使用済燃料ピットに貯蔵されている新燃料（残り32体）を搬出する。
	使用済燃料の搬出	2022～2035年度	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料（741体）を搬出する。

(2) その他の主な変更内容

- 美浜発電所2号機の使用済燃料ピット水の冷却が不要になることに伴う、性能維持施設に係る変更（1号機は2019年12月11日に変更認可済み。）
 - ・使用済燃料貯蔵設備の冷却・浄化機能を、浄化機能のみへ変更
 - ・非常用ディーゼル発電機を廃止措置計画に定める性能維持施設から削除
- 残存放射能調査結果等を踏まえた、放射性固体廃棄物の推定発生量の見直し

放射能レベル区分		美浜発電所1、2号機合計の推定発生量（単位：トン）	
		変更後	変更前
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの（L1）	約150	約220
	放射能レベルの比較的低いもの（L2）	約1,410	約1,430
	放射能レベルの極めて低いもの（L3）	約4,880	約3,390
小計※		約6,420	約5,040
放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス）		約13,900	約7,600

※端数処理のため合計値が一致しないことがある。

原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請書

今月４日、ロシア軍がウクライナのザポリージャ原子力発電所を武力攻撃したことは、全世界の原子力発電所に脅威を与えるものであり、激しい憤りを感じる。

福井県には全国最多の１５基の原子力発電所が立地しており、立地地域の住民は、今回の武力攻撃に対して大きな不安を抱いている。

また、北朝鮮は、今年に入って９回に及ぶミサイルの発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

国は、原子力発電所の安全対策について、地震・津波等の自然災害や航空機衝突等のテロへの対策を充実させてきたが、今回のような武力攻撃に対する発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、さらに十分に検討を行う必要がある。

ついては、下記の事項について、国の責任により万全の措置を講ずるよう要請する。

記

- 1 今般、世界で初めて稼働中の原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。また、本県嶺南地域への自衛隊部隊の配備を早急に実現すること
(防衛省)
- 2 今回の事態を受け、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること
(内閣官房・内閣府・総務省・防衛省・原子力規制委員会)
- 3 国民保護法令に基づく原子力発電所に対する武力攻撃時の避難等の防護措置について、事態の進展に応じた避難経路や避難手段の確保等の具体的な対応を示すこと
(内閣官房・内閣府・総務省)

令和４年３月８日

福井県知事 杉本 達治